

答申第90号

(諮問第110号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年3月25日付けで行った個人情報一部開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成27年3月11日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ・平成〇〇年〇月〇〇日の大分県〇〇〇〇〇長と私の両親の面談記録に記載された私の情報
- ・平成〇〇年〇月〇〇日の大分県〇〇〇〇〇長と私の両親の面談記録に記載された私の情報

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象個人情報が記録された公文書として、「面談記録（平成〇〇年〇月〇〇日）」及び「H〇〇. 〇. 〇〇 〇〇〇〇〇の両親との面談」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、次の理由により一部開示決定を行い、平成27年3月25日付けで異議申立人に通知した。

（不開示理由）

条例第15条第2号該当

（〇長とあなたの両親のやりとりした内容等が記録されており、あなた以外の個人に関する情報であるため。）

条例第15条第3号該当

（あなた及び相談者に関する評価等に関する情報が記録されており、これらを開示することにより、将来の同種の事務において被相談者が相談者から誤解や非難、反発等を受けることを懸念して評価等を率直に記載することをためらうなど、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の一部開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成27年3月31日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求を行った全ての情報の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 当該文書は異議申立人本人に関する情報であり、全ての個人情報について開示することが妥当である。

(2) 本件開示請求対象個人情報の条例第15条第2号の該当性については、異議申立人の両親が以前から開示を強く希望し、遠隔地にある大分まで出かけることが困難であることから異議申立人に開示請求させたものであり、異議申立人の両親が開示に繰り返し同意している情報である。また、開示請求している情報は両親から異議申立人本人へ既に伝えられている情報であり、開示することによって異議申立人の両親へ不利益を及ぼすものではない。

また、条例第15条第3号についても、面談の後で所属長から電話で異議申立人本人へ伝えられた内容であり、異議申立人本人が既に知り得ている情報であることから、今後の人事管理に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。よって開示されるべき情報である。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求対象個人情報の意義、性格について

今回、一部開示決定した面談記録は、病気休職中であった異議申立人の両親と今後の職場復帰等に向けて近況や今後の方針について面談を行った内容を取りまとめたものである。

2 本件開示請求対象個人情報の条例第15条第2号該当性について

異議申立人の両親から異議申立人についての面談内容が記録されたものであるが、面談者はあくまで異議申立人の両親であり、その面談内容は、開示請求者以外の個人に関する情報に当たると認められる。

3 本件開示請求対象個人情報の条例第15条第3号該当性について

今回、一部開示決定した面談記録は、実施機関が異議申立人の両親と行った

面談の内容を記録したものであるが、不開示とした部分については、面談対応者として面談にあたっての考え方、面談を通じての所見を記録したものである。よって、このような情報を開示することにより、記載された内容に納得しない当人から記録者に対し、いわれのない誤解や非難等がなされるおそれがあることから、ありのままを記録することを躊躇したり、関係者の協力が得られなくなった場合、今後の人事管理における個人の評価・指導・診断等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

第5 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書を見分した上で、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 条例第15条第2号について

条例第15条第2号は、開示しないことができる個人情報として「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

また、同号ただし書イにより「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については開示することとされている。

2 条例第15条第3号について

条例第15条第3号は、開示しないことができる個人情報として「個人の評価、指導、診断、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

「評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、事務の性質上本人に開示することにより、事務の遂行が阻害されたり、事務を実施する意味を失わせたり、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることをいい、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

3 条例第15条第2号該当性について

本件対象公文書には、〇〇〇〇〇長が平成〇〇年〇月〇〇日と〇月〇〇日の2回にわたって異議申立人の両親と〇長室で面談した際、異議申立人の職場復帰に向けたアドバイスを含めた今後の方針を異議申立人の両親に伝えたこと及び異議

申立人の家庭内での様子などを踏まえた上での異議申立人の両親の見解が記録されている。

面談内容は、異議申立人に関するものではあるが、異議申立人の両親の言動の内容が記載されたものであり、「開示請求者以外の個人に関する情報」に当たることから条例第15条第2号に該当すると認められる。

これに対し、異議申立人は、両親が面談した内容について、異議申立人は両親からその内容を聞いており、両親も開示に同意していることから、開示すべきであると主張している。そこで、両親の面談した内容が条例第15条第2号ただし書きに定める「慣行として開示請求者が知ることができる情報」と言えるかどうかについて検討したところ、当該情報と同種の情報を本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として開示請求者が知ることができる情報」には当たらないものと解釈されている。

よって、両親が〇〇〇〇〇長と面談した内容は、異議申立人が慣行として知ることができる情報とは言えないことから開示すべき情報とは認められない。

4 条例第15条第3号該当性について

本件開示請求の対象個人情報である面談内容には、〇〇〇〇〇長の異議申立人に対する評価及び面談を行った両親に対する感想や評価が記載されている。

これらの情報は、面談者等の評価や認識と必ずしも一致しない場合があることが予想されるため、当該部分を開示することになると、面談者等から誤解や反発、非難等が生じるおそれがある。この結果、職員が当たり障りのない表現で記載するなど、記載内容が形骸化・画一化することにより、面談者に対する適切な評価が行い得なくなり、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第15条第3号に該当すると認められる。

5 結論

以上のことから、本件不開示情報は条例第15条第2号及び第3号に該当し、実施機関が一部開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 6月17日	諮 問
平成27年 9月30日	事案審議（平成27年度第6回審査会）
平成27年10月28日	事案審議（平成27年度第7回審査会）
平成27年11月25日	答申決定（平成27年度第8回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁 護 士	会 長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	前大分県商工会議所連合会専務理事	会長代行
松 尾 和 行	大分合同新聞社上席執行役員 論説編集委員室長兼編集委員長	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
竹 内 敏 夫	元大分市植田支所支所長補佐	